資料１

足立区における住宅宿泊事業の実施に関する条例の改正（素案）の概要

１　改正の趣旨

足立区では住宅宿泊事業（民泊）施設の増加に伴い、近隣住民からの苦情が多く寄せられている。今後も施設数の増加とともに苦情件数も年々増加すると見込まれ、住宅地における静謐な居住環境が損なわれる恐れがある。特に、家主不在型の施設において、騒音やごみの取り扱いに関する苦情が寄せられていることから、周辺地域の生活環境への悪影響の防止及び利用者の安全確保を図るため、「足立区における住宅宿泊事業の実施に関する条例」の見直しを行う。

２　主な改正事項

（１）住宅宿泊事業の実施の制限について改正（第７条関係）

足立区は、ほぼ全域が住宅地として利用されている。また、家主不在型の施設に対する苦情が多く寄せられているが、苦情に地域差は認められていないことから区内全域を制限する。

なお、本規定について、既存施設を運営する事業者には遡及適用しない。

ア　住居専用地域

住居専用地域は都市計画上、旅館業の営業が認められておらず、特に良好な住環境を守ることを目的とした地域のため、管理形態によらず新設を認めない。

現行	改正案
週末等のみ営業可能	全日営業不可

イ　住居専用地域以外の地域

住居専用地域以外の地域においては、事業者等が常駐する場合は法律の範囲内（年間１８０日以内）で営業可能とする。

現行	改正案	
	事業者等※１が非常駐の場合	事業者等が常駐※２の場合
制限なし（法令どおり年間 180 日営業可能）	全日営業不可	制限なし

※１　事業者等とは、事業者（個人）または住宅宿泊管理業者の従業員

※２　常駐する場所

（足立区における住宅宿泊事業の実施に関する条例施行規則に定める）

①　届出住宅

② 届出住宅と同一の建物
③ 届出住宅と同一の敷地内に存する建物
④ 届出住宅の敷地に隣接している敷地に存する建物

（２）違反者の公表について新たに規定（第８条関係）

業務改善命令に従わない者について事業者の氏名等の公表を規定する。

３　条例の改正時期

令和９年７月１日施行予定

４　参考　他区の規制状況（令和８年１１月５日現在、規制予定の区も含む）

（１）住居専用地域において、原則、新設を認めない区　　７区
（事業者等が非常駐の場合に新設を認めない区も含む）

（２）管理方法（常駐・非常駐等）で規制内容が異なる区　１１区
（特定の用途地域において、規制内容を変えている区も含む）